

# 景品表示法検討会

## 第9回 議事録

消費者庁

景品表示法検討会事務局

## 第9回 景品表示法検討会

1. 日 時：令和4年11月30日（木） 13：00～14：32

2. 場 所：オンライン開催

3. 議 題：

- ・事務局からの説明（景品表示法検討会 報告書 骨子（案）等について）
- ・意見交換

4. 出席者

（委員）中川委員（座長）、大屋委員、沖野委員、小畑委員、川村委員、白石委員、古川委員、増田委員

（消費者庁）真淵審議官、南表示対策課長、片岡消費者制度課企画官ほか

（オブザーバー）公正取引委員会、全国知事会、独立行政法人国民生活センター

5. 配布資料

資料1 景品表示法検討会 報告書 骨子（案）

資料2 補足資料

資料3 公益社団法人日本通信販売協会からの御回答資料（「デジタル広告の保存義務について」）

○事務局 それでは定刻になりましたので、第9回景品表示法検討会を開催いたします。

本日は、委員・オブザーバーの皆様をオンラインでおつなぎしておりますので、まずは皆様の接続状況を確認いたします。委員の皆様のお名前を順番にお呼びいたします。画面中央にあるマイクのアイコンをオフからオンにしてお返事いただき、その後再度マイクをオフにさせていただきますでしょうか。

(各委員の接続状況を確認)

ありがとうございます。全員確認がとれました。

次に、ウェブ会議の操作説明をいたします。ハウリング防止のため、皆様におかれましては、御発言時以外は常にマイクをオフにさせていただきますよう、お願い申し上げます。

また、オブザーバーの皆様は、マイクだけでなく、カメラについても常時オフに設定をお願いします。

それでは、議事を進めたいと存じます。中川座長、この後の議事進行をよろしくお願いいたします。

○中川座長 皆様、中川でございます。本日は御多忙のところ、御参集いただきありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、前回の検討会における事務局からの説明に一部訂正がございます。事務局からお願いいたします。

○事務局 前回、第8回の検討会の場におきまして御説明させていただきました点につき、1点訂正をさせていただければと思います。

論点の中の「違反行為に対する抑止力の強化」の中で、「繰り返し違反」の話がございました。その中で、御質問いただいたものとして、独禁法の課徴金制度について、独禁法において繰り返し違反として認定され、割増算定率が適用されるのは、過去に措置命令と課徴金納付命令を受けた事業者である旨、事務局のほうから御説明させていただきました。

しかしながら、当該説明は誤りでございまして、正確には、独禁法におきまして排除措置命令は対象ではございませんでした。発言の訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。この場で訂正の上、お詫び申し上げます。以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

では、本日使用する資料の確認をいたします。事務局からお願いをいたします。  
○事務局 本日の資料につきまして確認をさせていただきます。

まず1枚目、「議事次第」がございます。続きまして、  
資料1といたしまして、「景品表示法検討会 報告書 骨子（案）」を御用意しております。次に、

資料2といたしまして、資料1の骨子（案）についての「補足資料」を御用意しております。

資料3といたしまして、第6回検討会のヒアリングの場において、日本通信販売協会様へお尋ねのあった件に関しまして、同協会から御回答を頂戴いたしましたので御用意しております。

回答を御用意いただきました日本通信販売協会様へは、この場をお借りして御礼申し上げます。以上でございます。

○中川座長 それでは、本日の議題に移りたいと思います。

まずは、事務局から資料に基づき説明をお願いします。その後、論点ごとに各委員と意見交換をさせていただくことにいたします。

では最初に、事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局 それでは資料の御説明をさせていただきます。まず資料1の「報告書 骨子（案）」につきまして、資料2の「補足資料」を適宜参照しながら御説明をさせていただきます。

まず骨子（案）でございますけれども、1枚おめくりいただきまして、最初に「はじめに」ということで、能書きを記載させていただいております。本検討会の開催趣旨などを参考として記載させていただいております。

その次に、「第一 検討の背景」を記載させていただいております。こちらは、第1回の事務局資料から、色々な参考となる検討の背景について記載しております。1ページ目ですと、デジタル化の進展、国際化の進展、といったことを記載させていただいております。2ページ目に移っていただきまして、近時における景表法の制度改正の概要についても御説明させていただいております。これの5つ目のところで、返金措置でございますけれども、今のところ、まだ4件に留まっているということも記載させていただいております。

さらにその下で、運用状況について、端緒件数は増加傾向にあるとか、といった事実について記載をさせていただきました。ここの3点目、繰り返し違反につ

きまして、前回の検討会で、どれぐらい事例があるのだろうかという御質問がございましたので、改めて私どもで確認いたしました。景表法が、消費者庁に移管して以降をベースで考えまして、課徴金制度施行後、平成28年4月以降に、再度の措置命令を受けた事業者は10社確認しているところでございます。

次に、3ページ目以降で個別の論点についての検討を記載しております。まず、早期に対応すべきという点について検討いたしまして、その後、中長期的に検討すべき課題という順番で検討しております。

早期に検討すべき課題のトップバッターで確約手続の導入について記載しております。この点につきまして、前回の論点ペーパーで大きな御異論はなかったと理解しておりまして、考えられる対応のところ、独禁法を参照した確約手続を導入すべきである等、前回の論点ペーパーと同じことを記載させていただいております。

その下、返金措置の促進でございますけれども、4ページ目に移っていただいて、考えられる対応のところでございますけれども、こちらも論点ペーパーと同様に、電子マネー等による返金も可能とすべきである、ということを書かせていただいております。

3つ目の○のところで、色々な事案がございますので、返金措置を一律に義務づけることは難しいのではないか、ということを書かせていただいております。

その下、抑止力の強化でございます。考えられる対応は、4ページ目から5ページ目にかけて記載させていただいております。こちらも前回の論点ペーパーと同様の内容でございます。繰り返し違反について、割り増した算定率を適用すべきである、課徴金対象の売上額の推計規定を整備すべきである、などについて記載をさせていただいております。

5ページ目の中ほどに、刑事罰の活用について記載しております。考えられる対応のところに、前回の論点ペーパーと同様に、特定商取引法など他法令も参照しつつ、直罰規定の導入を検討すべきである、ということを書かせていただいております。

この点につきまして、補足資料を御用意しております。前回の検討会以降、刑事罰の活用につきまして、構成員に御意見をお伺いしたところ、平成17年に、独禁法の大きな改正をした際に、課徴金算定率を大幅に引き上げ、その際、二重処罰の禁止との関係で大きな議論があり、課徴金と罰金についての調整規定な

ども設けられたということで、景品表示法におきまして、刑事罰を導入するのであれば、課徴金の基本的な性格とか、二重処罰の禁止の関係等を整理したほうが良いのではないか、という御提案を頂戴し、それに関する参考資料を掲載しております。

まず、1 ページ目でございますけれども、課徴金の基本的な趣旨について、参考となるものを掲載させていただいております。まず独禁法で、最高裁の判決でございますけれども、独禁法の課徴金納付命令というのは、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置である、というふうに位置付けられているところでございます。

その下、他省庁の制度につきましても、ホームページから抜粋をさせていただいております。下のところに金商法、公認会計士法、2 ページ目にわたりますけれども薬機法。いずれにつきましても、規制の実効性確保のための措置であるといった解説がされているところでございます。

2 ページ目の下のところ、景表法でございますけれども、景表法の課徴金納付命令も、独禁法等の他の法律の課徴金制度と同様、違反行為を防止するという行政目的を達成するための行政上の措置である、抑止力を高めることによって不当表示を防止することを目的としている。といった整理がされているところでございます。

3 ページ目に移っていただきまして、二重処罰の禁止関係の資料を掲載しております。まず、憲法の第39条でございますけれども、その後段で「同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任は問はれない。」というふうに規定をされております。その下に最高裁判決、2 つ記載させていただいておりますけれども、1 つ目は独禁法に関する最高裁判決でございます。社保庁シール談合事件におきまして、罰金刑と課徴金が二重処罰の禁止の規定に違反しない、とされております。この判例で引用されております最高裁判決がその下でございます。追徴税に関するものでございます。刑事罰というのは、「反社会性ないし反道義性に着目し、これに対する制裁として科されるもの」である。これに対して、追徴税というのは、「納税義務違反の発生を防止し、以つて納税の実を挙げんとする趣旨に出でた行政上の措置」である。このような性質に鑑みると、「憲法三十九条の規定は刑罰たる罰金と追徴税とを併科することを禁止する」ものではない、と判示されているところでございます。

4 ページ目は繰り返し違反の規定の趣旨でございます。まず独禁法のほうでございますけれども、違反行為を繰り返す事業者は、課徴金を納付してもなお違反行為を行うインセンティブが生じるほどの利得を得ていると考えられるので、割増算定率を適用することとされたと承知をしております。

そして、景表法においてどう考えるかという考え方の案でございますけれども、仮に、景表法におきまして、繰り返し違反の場合に加算する規定を設ける場合に、その趣旨を独禁法と同様に、繰り返し違反を行う者は、違反行為を行う高いインセンティブを有しているので、割増算定率によって抑止力を高めるということにするのであれば、そういった措置は、不当表示の発生を防止することを目的とした行政上の措置で、刑罰とは性質を異にするものであって、二重処罰の禁止に反しないと考えられるのではないかと、ということに記載させていただいております。

5 ページ目でございますけれども、罰金と課徴金の調整規定について御紹介をしております。まず独禁法のほうでございまして、課徴金納付命令の前後で、法人に対して罰金が科された場合は、その罰金額の2分の1に相当する金額を課徴金から控除するという規定が設けられてございます。当該規定は、平成17年に、独禁法の改正におきまして課徴金算定率が大幅に引き上げられた際に、二重処罰の禁止には当たらないけれども、政策的な判断として設けられたものである、と承知をしております。

下のところでございますが、景品表示法においてどう考えるかという案を記載させていただいております。独禁法におきましては、法人重科となっております。法人には最大5億円までの罰金が科せられるという状況であるわけですが、そういった状況の下で、平成17年の法改正では、課徴金算定率は大幅に引き上げられ、製造業で繰り返し違反したということであれば最大で15%まで課されるわけでございますけれども、そういった状況の下で、政策的な判断として、罰金と課徴金の調整規定を導入したということです。

その上で、景表法における考え方の案でございますけれども、現行の課徴金算定率は3%となっております。今のところ、これは引き上げないということになっておりますので、そういうことを踏まえたと、現状では、調整規定を導入する必要はないのではないかと、ということに記載させていただいております。刑事罰関係の補足資料は以上でございます。

骨子（案）にお戻りいただきまして、5 ページ目の下のところでございます。国際化への対応ということに記載させていただいております。こちら、前回の論点ペーパーと同じ内容でございまして、特商法を参照して、措置命令についての送達規定等を整備すべきである、ということを書かせていただいております。

その下の買取りサービス、前回、活発に御議論いただいた点でございまして、こちらにも補足資料を御用意いたしております。補足資料 6 ページ目以降になります。まず 6 ページ目で、議論の出発点といたしまして、第 2 回検討会の有識者ヒアリングで、国民生活センター様から買取りサービスに関わる消費者トラブル事例を御報告いただきましたので、改めて掲載させていただいております。こちらで、1 つ目の事例ですと、例えば、着物だと 50 万円の買取実績があるというふうに広告に書かれていたので来てもらったけれども、実際には 1 枚あたり 100 円とか 1000 円でしか買い取ってもらえなかった。あるいは、2 つ目の事例ですと、ヒーターの処分をするために事業者に来てもらって、広告には壊れていても負担ゼロというふうに書いてあったけれども、来てもらうと処分費が必要だと言われてしまった。こういった事例が御報告されたところでございます。

1 枚おめくりいただきまして、7 ページ目で、前回の検討会で頂戴した様々な御意見を掲載させていただいております。一番上の買取りサービスは、当然、規制の対象にしても良いのではないのかという御意見がある一方で、2 つ目、3 つ目ですと、ものが溢れ返ったりとか、大量であれば、そういった解釈でも良いのかかもしれないけれども、パソコン 1 台とか、そういった場合では技巧的すぎるのではないのか、あるいは、難しいのではないのか、という御意見。4 つ目の○ですと、何が本来的な業務かといったことを考えるべきではないのかという御意見。5 つ目、6 つ目の御意見ですと、規制の対象がどんどん拡大してしまわないのかとか、拡大解釈とかで対応することには違和感があって、立法で対応すべきではないか。こういった多様な御意見をいただいたと認識をしております。次のページ、条文についても出発点として、御参考までに掲載をさせていただいております。

次の 9 ページ目以降で、御議論の材料として、5 つほどケースを記載させていただいております。比較的役務の供給と見やすそうなものから、あるいは御議論があるのかなというものの順番で並べさせていただいております。

まず、ケース 1 は、真正面から処分サービスとうたっているというものでござ

いまして、処分料無料と表示はしていたけれども、実際に来てもらうと、処分料として400円を請求されてしまった。国センさんの2つ目のヒーターの処分の事例に近いものでございます。こういったものであれば、出張、処分を行っているので、役務を供給していると評価できないか、ということに記載させていただいております。

次のページ、ケース2でございますけれども、こちらは、処分に加えて買取りも見受けられるものでございまして、出張料無料と表示をしていて、来てもらって、本20冊を400円で買い取ってもらったけれども、出張料として、無料と言っていたのに200円を請求されてしまった。こちらについては、出張、査定、処分、そういったことを行ってもらっているので役務を供給していると評価できないだろうか、ということを書かせてもらっております。

次のケース3が、処分の対価が、必ずしも明確ではないというものでございまして、1冊あたり20円以上で買い取りますよ、という表示がされていたので来てもらったけれども、1冊あたり10円でしか買い取ってもらえなかった。国センさんの事例の1つ目の着物の買取りに近い例でございます。こちらについても、出張、査定、処分、こういったことをやっていただいているので、役務を供給していると評価できないか、ということを書かせていただいております。

ケース4以降は、出張ではなくなってしまうというものでございまして、ケース4は、1冊あたり40円以上で買い取ります、と表示をしていて、店舗に行ったのだけれども、1冊あたり20円でしか買い取ってもらえなかった。出張はしていないわけですがけれども、査定とか処分をしているので、役務を供給していると評価できるのではないかと、ということを書かせていただいております。

ケース5は、量が少なくなっていくというものでございまして、1冊あたり40円以上と表示されていたので、お店に1冊だけ本を持って行ったけれども、20円でしか買い取ってもらえなかった。1冊でありますけれども、査定とか処分とか行ってもらっているので、役務を供給していると評価できないだろうか、ということを書かせていただいております。

次の14ページ目で、考えられる対応案として、2つの案を掲載させていただいております。上の＜本案＞は、前回の検討会でも御紹介させていただきましたけれども、逐条解説で、古書の買入広告等は規制外であるというようなことが書かれているわけでございますけれども、それらが除かれるとした趣旨は必ずし

も明らかではないわけですが、先ほどのケースでも申し上げましたけれども、消費者の持ってきたものを鑑定して、それを現金に変えてあげるというような、こういったサービスまで含まれないという趣旨ではないのか。したがって、役務を供給していると認められる場合には、「自己の供給する役務の取引」に含まれ得るということを明確化するために、運用基準の記載を見直してはどうか。先ほど、ケース1や3で御覧いただきましたけれども、報告された消費者トラブルの事例は、役務を供給していると評価し得るのではないかと考えられ、今後、対応できないような事案が生じてくるのであれば、その際に対応を検討してはどうか、ということを書かせていただいております。

<代替案>のほうは、拡大解釈していくのはまずいのではないかと、立法で対応すべきではないかという御指摘がございましたので、仮に、立法によって供給を受けるということも対象とするのであれば、新たに広範な取引が規制の対象になり得るということでございますので、消費者トラブルが報告されております買取りサービス以外でも、広く供給を受けるタイプの取引で、消費者トラブルが起きているのか、といった状況を確認した上で、慎重に検討する必要があるのではないかと、ということを書かせていただいております。買取りサービスについては以上でございます。

それでは、また骨子（案）のほうに戻っていただきまして、6ページ目でございますけれども、下のところ、適格消費者団体との連携という論点でございます。考えられる対応は、7ページ目にわたっておりますけれども、消費者裁判手続特例法の91条に景品表示法を追加してはどうか、ということを書かせていただいております。この点につきましては、昨年、検討会があったので、過去の経緯を確認してほしいというお話がございましたので、補足資料で、参考となる資料を掲載させていただいております。

まず、補足資料の15ページ目でございますけれども、御指摘のとおり、昨年の10月に、特例法の検討会報告書が出されているところでございます。下線を引いたところが該当部分でございます。景表法の書類についても提供を可能とすべきとの意見があったけれども、調査段階において、事業者が消費者庁に情報を提供するインセンティブが減殺されないかという御意見ですとか、特商法等の運用状況等を踏まえる必要があるのではないかと、こういった御意見もあったので、将来的な検討課題とする、と整理されたところでございます。

次のページ以降、報告書以降の展開についても御参考までに掲載させていただいております。16ページ目は、本年1月に定められたものでございますが、91条の細則を定める施行規則です。こちらで、提供しない情報について列挙されておりまして、第25条第1項の第1号の部分、個人に関する情報ですとか、下のほう3号で法人関係の情報、あるいは1ページおめくりいただきまして、17ページ目の中ほどになりますが、7号で消費者庁長官の行う処分の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの、こういったものであれば提供しないという細則が定められているところでございます。18ページ目、91条は本年の6月に施行されているところでございますけれども、特商法または預託法に関する書類につきまして、当該条項に基づきまして、書類を提供した実績がある、ということでございます。その上で、現状で、執行への影響等があるという情報には接していない、ということでございます。補足資料については以上でございます。

また骨子（案）のほうにお戻りいただきまして、7ページ目でございますけれども、法執行による他の制度との連携、その下の都道府県との連携、これらにつきましては、前回の論点ペーパーのと通りの考えられる対応を記載させていただいております。

8ページ目、不実証広告に関する民事訴訟における立証責任等という論点でございますけれども、これについて考えられる対応といたしまして、不実証広告規制というのは、措置命令における手続として導入されているもので、民事訴訟につきまして、措置命令を前提とした不実証広告規制と同様の規制を導入することは直ちには困難ではなかろうか、他方で、消費者契約法と同様に、事業者の営業秘密等に配慮しつつ、事業者に表示の根拠の開示を要請することとしてはどうかと記載しております。なお、消費者契約法と同様に、相当な理由がある場合に限って要請することができるとするなど、適切に要請が行われるべきである、ということを書かせていただいております。

早期に検討すべき課題としましては、以上でございます。

8ページ目の下のところから、「中長期的に検討すべき課題」を記載させていただいております。まず最初は、課徴金の対象の拡大でございますけれども、こちらの9ページ目の中ほどに考えられる対応を書かせていただいております。こちらの2パラ目のところで、前回の検討会の御議論を踏まえて記載を充実さ

せていただいております。まず、課徴金制度は施行されて6年が経過して、制度は定着している、指定告示の中には、社会的関心を集めるものもある、したがって、指定告示に係る表示についても課徴金対象とすべきという考え方もあり得る。しかしながら、指定告示というのは、多様な類型を含み得ますので、措置命令だけでは抑止力として不十分であると言えるのか、慎重な検討が必要ではなかろうか。また、おとり広告のように、課徴金の額をどう計算するのかという問題のある類型もございますので、裁量的な課徴金制度の導入が必要になるということも考えられて、課徴金制度の根幹に係る慎重な検討が必要になる。したがって、指定告示に関する執行状況も注視しつつ、中長期的な検討が必要になる、ということを書かせていただいております。

9ページ目の下以降、デジタルの表示の保存義務、あと10ページ目の供給要件、あと一番下のダークパターンというところがございますけれども、こちらは前回の論点ペーパーのとおり考えられる対応を記載させていただいております。

資料1と2につきましては、以上のとおりでございます。

最後に、資料3でございますけれども、日本通信販売協会様から御提供いただいた資料でございます。なかなか検索エンジンの提供事業者ですとか、広告代理店、あるいは広告配信事業者等もログを広告主に開示しないですし、様々な前提がございますので、なかなか定量的にデジタル表示の保存のコストを算出するのは難しいというふうに書いていただいておりますけれども、5.のところ、ある中堅企業の試算では、数年分保存するという前提で、サーバーの購入とか維持管理、こういったものだけでも年間1000万円程度かかるのではないかとということを記載していただいております。

駆け足でございましたけれども、資料につきましては以上のとおりでございます。

○中川座長 ありがとうございます。それでは意見交換に移りたいと思います。まずは、資料1の冒頭部分「はじめに」、それから「第1 検討の背景」、そして「第2 検討」の「早期に検討すべき課題」とされたもののうち、資料の3ページから4ページですね、「事業者の自主的な取組の促進（確約手続の導入）」及び「課徴金制度における返金措置の促進（電子マネー等の活用など）」ということになりますが、この資料3ページと4ページにかけての項目について御意

見を伺いたいと思います。

第1回の事務局資料、及び前回の御議論では、特に御異論はなかったように思いますけれども、特段の御意見がありましたらぜひお願いしたいと思います。挙手機能でお知らせください。増田委員、お願いします。

○増田委員 ありがとうございます。確約手続のところで確認なのですが、確約手続に応じるということは、景表法違反の可能性が高いということを知った、例えば、消費生活センターのほうに問い合わせがあったときに説明をしないといけないので、そういう認識で良いのかという点と、それから、考えられる対応において、ガイドライン等で明確化を図るということになっております。これは、独禁法の対応方針等を踏まえてということなのだと思いますけれども、この点は大きく変更することはないというような理解で良いのでしょうかという、2点お伺いします。

○中川座長 事務局からお願いしてよろしいですか。

○事務局 ありがとうございます。まず、確約の1点目の御質問ですが、法制度上は、これは独禁法の仕組みでございますけれども、要件としては、公取委が違反被疑行為の通知をして、事業者のほうで、所定の期間内に確約計画を出してくる。その確約計画が、法律の要件に該当すれば、公取委が認定することですので、これは違反行為を認定するものではないということは明らかかと思えます。

したがって、法制度的に、事業者さんが了解するかどうかというのは、ちょっとこれはわからないところでありますが、少なくとも、当局が、疑いがあるとして調査して、あなたの疑いの行為はこれですよと通知をして、それで確約計画を出してくるのであれば、少なくとも疑いをしている、行為をしているという自覚はあるのではないかなということが言えるのではないかと思います。

あと2点目、これもまだ検討会で御議論いただいている途中でありますが、まだ制度はできあがっておりませんが、コンセプトは、独禁法と同じような仕組みになろうかと思いますので、確か対象範囲の話は、独禁法の場合、法律上はあらゆる独禁法違反行為が対象ですが、例えば、カルテル談合は除外しています、ということはございますが、その点を除けば、基本的には、公取委のガイドラインを参考にしつつ、似たようなものを作っていくのではないかなというふうになんか考えているところでございます。ありがとうございます。

○中川座長 よろしいでしょうか。他、古川委員ですか、お願いいたします。

○古川委員 ありがとうございます、古川でございます。私も確認だけでございます。方針は、特に異存ないですけれども、確約手続のところで、手続きの流れで、独禁法においては、独禁法の規定に違反する疑いのある行為の概要と法令の条項を通知するというところに関してです。景表法上で、いわゆる合理的根拠資料の提出要求を行って進めるような事案があるかと思うのですけれども、もちろん個別事案によると思いますけれども、景表法における優良誤認表示の事案で、合理的根拠資料提出要求を経ずに、この通知を行うということが想定されているのか、それとも、経てしまうと通知するとかではなくなるのか、というところをお伺いできればと思ったところでございます。

○事務局 大前提として、やはり、そもそも制度が導入されたら、消費者庁として、ある事業者について、不当表示をしている疑いがあるのではないかとということで調査を開始します。そういう意味では、疑いがあるということが前提になります。

では、例えば、効果性能表示の場合に、いわゆる7条2項を使う事案の場合にどうなのかということなのですけれども、7条2項も、あくまで、ある種調査のための仕組みでございまして、ただ、調査の仕組みとして、事業者のほうで、表示の裏付けとなる合理的な根拠を出さなければ、措置命令において、その表示が優良誤認とみなされるという法律効果が発生するということでありまして、かつ、措置命令は、あくまで裁量、「できる」規定でありますので、7条2項を発動したから、即、措置命令をしなければいけないというわけでもございませんので、これは本当に事案によりますが、色々な段階で確約に乗っかっていくケースはあるのではないかなというふうには考えております。

○中川座長 ありがとうございます。要するに、7条2項で調査を始めたけれども、確約に移行するということも理論的にはあり得るということですね。調査開始後のあらゆる場面で確約への移行があり得るというわけですね。ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。増田委員でしょうか、よろしくお願いします。

○増田委員 何回も申し訳ありません。確約の公表とか返金とか、その辺のところはこれからだというふうに思うのですけれども、ちょっと意見だけ述べさせていただきます。消費者に周知をして、注意喚起を図ると同時に、事業者にとっても

警告になったり、再発防止になるという意味からも、公表というのは非常に重要だと思いますので、ぜひそこも御理解いただきたいと思います。

そして、返金については、できないケースもあるということは理解しておりますけれども、できない理由ですね。できない事情について、それが明確なものであるか、理解できる内容なのかということをよく検討していただいて、そうではない場合は返金をするというような、原則返金ということをしていただければ、と思います。

それから、確約手続が履行されなかった場合というのは、一旦了解して履行されなかったということになりますと、再度調査に入るということで、非常に時間がかかって、もしかしたら資料などの散逸もあるかもしれませんし、消費者に対する返金とか、広報とかが遅れるということの、消費者の利益が損なわれる、不利益がさらに大きくなるという可能性もあるので、単に、通常の措置に戻れば良いのであるというところは少し疑問があります。そうしたところを御検討の中で考えていただければと思います。以上です。

○中川座長 ありがとうございます。1点目と2点目は、公表すること及びその公表の内容ですかね。返金の有無を含めて、どのような確約をしたかについて、どの程度公表することになりそうかというのは、独禁法との比較で何かこの時点で事務局から言えることはありますか。そうですか、委員の御意見をいただいて、それを参酌しながらこれから検討ということのようです。

3番目が、確約が履行されなかった場合のことですね。これも独禁法との比較でこうなるだろう、現時点で言えるところというのは、これまでおっしゃったように最初からやるということですね。

○事務局 最初というか、続きからになります。

○中川座長 続きからと言うべきですね。5条ないしは7条2項で始めていたことの続きという形でやっていくということですね。

私の勝手な推測ですが、確約を守らないような人と、そもそも確約をするのかという点から言えば、今、そこまで心配しなくても良いのかなという気はしております。

また、確約をやってみたけれども、しばしば破られてしまうということになれば、直ちに消費者庁としては、何らかの手を打つだろう、法改正をするだろうと思います。

今のところは、確約破りは杞憂であってほしいという、半分、希望的観測かもしれませんが、そういう意味で、増田委員の御指摘は踏まえつつも、今のところ、確約違反について措置をとるところまでの報告書案にはしていないのだということですが。増田委員の御心配はごもっともでございますし、それはおそらく、事務局のほうも共有はしていると思いますので、現時点では原案の程度のまとめ方でいかがかなと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか、ありがとうございます。

他はいかがでしょう。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、この項目については、原案について変更はない、という形で進めさせていただきます。

続きまして、4 ページから 5 ページです。「違反行為に対する抑止力の強化（課徴金の割増算定率の適用、課徴金の算定基礎となる売上額の推計等）」について、御発言を希望されるかたは挙手機能でお知らせください。小畑委員、お願いいたします。

○小畑委員 ありがとうございます。私から 1 点、法人の役員を事業者と認定して、措置命令、課徴金納付命令の対象とすること、この点について申し上げます。前回の検討会において、これを御質問させていただいたところでありまして、消費者庁さんから御回答いただいたところでは、法人を隠れ蓑としながらも、実態として役員個人が不当表示を行っている、というケースなのだと。いわば法人格否認の法理が適用されるような、そういう事例なのだと、こういう御説明があったというふうに理解をしております。全くそのとおりだというふうに考えておりまして、最終的な報告書の中には、そうした解釈について、ぜひとも書き込んでいただければと思います。以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。そのような趣旨で書いていこうと思います。他はいかがでしょう。よろしゅうございますか。ありがとうございます。それでは、この点についても原案どおりというふうにさせていただきます。先ほどの御指摘のあった書きぶりについては、検討をさせていただきます。

その次ですね、5 ページの「刑事罰の活用」ですね。御発言を希望されるかたは挙手機能でお願いをいたします。小畑委員でしょうか、お願いいたします。

○小畑委員 重ねての発言で恐縮でございます。まず、先ほどの課徴金のほうで、抑止力を強化するということをするという方向でございますが、一方で、この刑

事罰を科すと、これもその抑止力の強化ということでもありますけれども、そうすると、課徴金での抑止力強化がそもそも足りていないと、そういう認識で刑事罰もということになっているのか、あるいは刑事罰でないと対処できない部分があると、そういう趣旨なのかというところを、このところははっきりさせて、もう少し考察をしていただく必要があるのかなというふうに思います。

それとともに、最終的な報告書の中では、これまで申し上げておりますけれども、今日、補足資料等で色々御説明いただいたところも重要だと思っておりますけれども、その補足資料にもありますように、独禁法の中でも、課徴金と刑事罰については制度的には違うのだけれども、機能面では共通するところがあると。課徴金、刑事罰、両方とも引き上がってくる中では、政策的に調整をする必要も出てきたと、こういう経緯が説明されているわけございまして、景表法においても、機能面では抑止をするというところは共通している、ということもこの資料で確認できたというふうに理解をしています。

そういうことでもありますので、将来的に、景表法においても課徴金がどんどん引き上がるとか、あるいは刑事罰も引き上がってくると、こういう際には、独禁法と同様の政策的な考慮というのにも必要となってくる可能性はある、ということも確認できたのではないかなというふうに思っております、そうした趣旨のこともぜひとも書いていただきたいということ。

それからまた、これは意見になりますけれども、独禁法上のぎまんの顧客誘引、こちらについては、直罰規定はないわけで、法律は違うと言いましても、元々の出自が、景表法はそこから出てきたものでありますので、そうしたところの不均衡があると、こういう指摘はさせていただければというふうに思います。以上でございます。

○中川座長　ありがとうございました。御指摘3点のうち、2点目については、まだペンディングだから原案が出ておりませんが、補足資料からすると、そのような書きぶりは当然導かれるだろうと思います。独禁法の経緯ということですので、仮に将来、非常に罰金ないし課徴金が高くなった場合には、そのときの状況次第ですけれども、政策的に調整するということは、可能性としてはあり得るのだろうということは読み取れるかと思います。そこは補足資料のようなことを書き込むことで御懸念は消えるかなと思います。

1点目については、私の理解では、課徴金と刑罰は本来の制度の趣旨が違いま

すので、その意味では、不足を補うという関係であるとストレートとは言えないですが、課徴金で抑止力が効く人と、それからもう刑罰で処理するしかない人というのは違うのだろう、それを機能が同じと呼ぶかどうかは非常に微妙な話なのですけれども、そういった意味で、違う方向を向いている刑罰と課徴金が両方ないと、あらゆるタイプの違反者に対して対応できないと、こういう形で私は理解をしております。ですので、大雑把に言えば、小畑委員のおっしゃっている１点目と同じかもしれませんが、機能が同じかと言われると、私も法律家ですので、そこは機能が違うと言わざるを得ません。多分、機能という言葉の範囲が、小畑委員と私の間で違うのかもしれません。大雑把な意味では一緒かもしれませんが、法的な意味では違う。ともあれ、両方ないとやはり穴が開くという意味で、刑罰が必要なのだろうというふうに考えております。そういう理解でよろしいですかね。ありがとうございます。

３番目の独禁法との不均衡という点、これはどうでしょうね。こういう指摘を報告書に書いたほうが良いということでしょうか。独禁法に、もし同じ規定が残って、独禁法に残っていたら、その後どうなっていたか、それはやっぱりわからない、刑罰の対象にしたかもしれませんので。そこは比較しようがないことかなと思うのですけれども、いかがですかね。

○小畑委員 独禁法上のぎまんの顧客誘引の規定は今でもございまして、それに対しては、現行法では直罰規定はございません。なので、そのところは、元々ぎまんの顧客誘引から、その特例法のような形で派生してきた景表法だけに直罰規定が入るということで、それぞれが違う建付けになるということは間違いないかと思っております。

○中川座長 私の説明が不正確でしたが、独禁法ではぎまんの顧客誘引全体について刑罰をかけるということは、それはしていないのですけれども、そのうちの一部である景表法の対象行為、ぎまんの顧客誘引から一部取り出した景表法について、元々刑罰がなくて、今は刑罰をするということですので、そこはなかなか比較対象としては同じものではないのではないかとということを申し上げたかったわけなのです。

○小畑委員 御趣旨はよく理解しました。

○中川座長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ではこの点は、今、ペンディングなので文章としては少ししかないのですけれど

も、補足資料を書き込むという形で事務局にはお願いをいたします。

次が、5 ページから 6 ページですね。「国際化への対応（海外等に所在する事業者への執行の在り方など）」ということであります。

これについて、第 1 回の事務局資料および前回の御議論で異論は特に挙げられていなかったと思います。本日、特段の御意見がございましたらよろしく願いたいと思います。挙手機能でお知らせください。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。では、これは原案どおりで進めるということにいたします。

それから次、買取りサービスですね。6 ページの「買取りサービスに係る考え方の整理」です。これについて御発言されたいかたは挙手機能でお知らせください。

本日は、本案か代替案かというところまでは決めなければいけないということですね。そういう観点をお含みいただきつつ、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。白石委員ですか、お願いいたします。

○白石委員 聞こえていますでしょうか。ありがとうございます。

私は、本案で良いと思っています。そして、法律の「供給する」という文言がクリアでございますので、法解釈の問題ではなくて、むしろ事案の評価、当てはめの問題であると考えています。

さらに補足を 3 点させていただきます。

第 1 に、この問題について、前回、私は色々と発言しましたがけれども、これは前回の御説明が、今回の本案と必ずしも同じではなかったように理解したためのものでございます。今回の本案には、私は違和感を感じておりません。

補足の第 2 点です。代替案には、10 月 5 日の私の提出資料の文言が使われており、私が代替案を推しているように見えるかもしれません。私が申し上げたかった点は、今回の本案の「なお」の項の後半、読み上げますと、「今後、現行の景品表示法で対応できない不当表示事案が生じることがあれば、その際に対応を検討する必要があると生じてくると考えられる。」というところに私が申し上げたかったことは込められていると思いますので、そのことも含めて、本案には賛成というか、違和感を感じておりません。

補足の 3 点目です。補足資料の 8 から 13 ページの反対給付というものについては、各ケースで反対給付とされているものはこれで良いのか、その他種々の問題を感じております。しかしこれは、本案から見て派生的な問題であると思い

ますし、それから本案の中には、「検討会で報告された消費者トラブルの事例は、いずれも、現在の景品表示法において、買取りサービスを提供していると評価し得るのではないかと考えられる」という記載がありますけれども、これは、挙げられたケースではなくて、ケースの前に記載されている国民生活センターに寄せられた相談事例を指しているのだと理解しておりますので、そういう理解でよろしければ、本案でよろしいのではないかと考えています。以上です。ありがとうございました。

○中川座長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。大屋委員ですかね、お願いします。

○大屋委員 大屋でございます。結論としては、私も本案に反対はいたしませんというところです。事案の当てはめになるという、白石先生のおっしゃられていることはそのとおりかと思ひまして、その際のガイドライン等の書き方が、結局は問題になってくるのかなというふうに思いますけれども、最終的にその辺りがクリアになるのであれば、本案で結構であるという趣旨でございます。

その上で申し上げますと、私これ、買取りというのは、いろんな例が含まれるので、例えば、引き取りサービスみたいにしたらどうだ、というところを事務方には申し上げたことがあるのですが。要するに、やはり想定事例の中で言うと、ケース3までは、何らかの特別なサービスを提供しているので、それに対する対価がそこで発生する。つまり、消費者からサービスへの対価が発生している事案と見て、これは良いと思うのです。ところで、ケース5になると、これはただの仕入れではないかという感じがどうしてもする。この古書店は、基本的には、その古書をそのまま自店舗で売却するわけでしょうから、これは仕入れ行為ですよ。これをサービスの提供と見るのは無理があるよね、と思うところです。ケース4も、これも非常に疑問があるところで、ここでは20冊ですが、ただの仕入れではないかという感じがしてくる。前回言及した、例えば、研究者が死んだ時の話などは数百冊を引き取るケースが多く、その場合には、自社で売却しないのでだいたい転売するのです。そういう形で、第三者に売却し、その利益の中から一定額を処分費として差し引きますみたいな形であれば、それはサービスの提供であろうと思う。

ちょっと類似事例で言いますと、消費者とは言い難いと思いますが、歯医者さんのところに行って金属を引き取る業者さんがいるのです。つまり、歯の詰め物

などに使っていた貴金属というのが、さらに虫歯になって取り外した際などに廃棄物として出る。この業者さんは、貴金属を引き取って、計量して、第三者に売却した金額の中から引き取り処分費を控除して歯医者さんに戻す、というようなことをやっている。こういうのは、確かに買取サービスというふうに評価することができるだろうと思うので、結局、その計算が、第三者、買い取った段階で計算がクローズしてしまうのか、例えば、メルカリに出品代行をして、売れた金額の中から出品手数料を引きますみたいな形で、売却段階まで勘定が閉じないのか、みたいなところに注目して、きちんと境界線を引かないと、単なる仕入れ行為まで拡大適用されてしまうのではないかという懸念があります、ということだけ申し上げておきたいと思います。以上です。

○中川座長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。沖野委員、お願いします。

○沖野委員 ありがとうございます。非常に詳細に御検討いただきましてありがとうございます。私も、結論としては、本案の形でとりまとめていただければと思います。これまでの考え方や例示との不整合がないように説明のほうは注意していただくということが大事だろうというふうに思っております。

あと、この査定、あるいは鑑定評価でしょうか、それから、引き取り処分というところが、サービスという面があるというところで、その点に、特に着目しているというふうに考えることは確かにできるかと思います。ただ、あまりこれを強調しますと、中古品が絡むとすべて査定がありますので、すべてサービス提供だということにもなりかねません。もっともここでは、およそ一般的に、この商取引の私法上の性質決定が何かというよりは、この規律においてどういうものを捉えるかということですので、その観点からの整理というふうに考えております。以上です。

○中川座長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。

それでは、結論といたしましては、本案を採用いたします。あとは、これは報告書の書きぶりが今度どうなるかということですが、今、御指摘のあったいくつかの事項ですが、一つは、沖野委員がおっしゃったこれまでの取扱いとの不整合ということなのですが、これは、むしろ不整合なのでしょうね。これまでというか、以前の逐条解説ですね。やはりこれは、現時点では、なぜこんなことが書かれているのかわからないというふうなのが、おそらく事務局のそもそ

もの発想の出発点だったと思います。

これについては、行政解釈というか、逐条解説で書いたものが権威を持つわけではありません。実務上はもちろん持ちますけれども、裁判の場においては、一参考資料に過ぎない。言ってみれば、民法の梅謙次郎先生とはだいぶ違うようなものだろうと思います。いずれにせよ、そこら辺は、我々がどうこう言う話ではなくて、事務局において、要するに景表法の執行側において、過去との整合性、過去に書いたこととの整合性をどうするかというのはそちらで検討してくださいということかと思います。

我々としては法令の解釈適用として、おかしいことがないかということだけ、最低限合意が取れば良いのかなというふうに思います。白石委員、お願いいたします。

○白石委員 ありがとうございます。おかしいのは、この解説書がおかしいのではなくて、現在生きている告示の運用基準がおかしいのです。その点を間違えないようにお願いします。

○中川座長 告示の運用基準ですね、失礼しました。古書の買入と書いてある告示のほうですね。

○白石委員 古書の買入れというのは解説にも書いてあるかもしれませんが、運用基準は、「取引」にあたらないと書いてあるのです。それがおかしいのです。古書の買入れは、先ほどから大屋委員、沖野委員が懸念されておられるような、ものを仕入れているだけではないかというものを、たぶん解説書では念頭に置いたのだと思いますので、それは「供給する」が要件になっている以上は、入らないのは当然ですから、解説書の解説としてはおかしくないと思います。そうではない事案があることが明らかになってきたということだと思います。ですので、解説書の一般論は間違えていない。告示の運用基準が「取引」にあたらないといっているのがおかしいということです。

○中川座長 その確認ですけれども、運用基準はたしかに「取引」にあたらないと言っていますけれども、そこでいう「取引」というのは、「自己の供給する商品又は役務の取引」の全体を「取引」という略語で説明しているのではないかと考えたのですが。

○白石委員 それはそういうふうには読めないです。運用基準はもう完全におかしいので、おかしいものはおかしいとしておいたほうが良いと思います。とも

かく、その運用基準を改めないと意味がないので、昭和37年の解説書はおかしくないですから、それを否定しても何も変わらないと思います。

○中川座長 運用基準のほうです。運用基準では、他も「取引」という語があって、これは略語として書いてあるので、古書のくだりも同じ趣旨かなと思ったのですが。

○白石委員 運用基準のことですか。

○中川座長 そうです、運用基準のほうです。3の(1)が、「取引」にはこれこれの取引が含まれる。(2)以降は全部「取引」に含まれるという略語式の表記になっているのではないかなと思うのですけれども。なので、やはり古書の買入れは自己の供給する商品または役務の取引にあたらないという趣旨で私は読んだのですが。

○白石委員 運用基準がすぐ出てこないで、ちょっとお待ちください……運用基準が挙げている他のものは、まさに取引にあたるかどうかが問題になっているのですけれども、今の問題になっている運用基準の3の(4)というのは、「供給する」が要件なのに「供給を受ける」だから入らないと言っているので、やっぱりこれは、「取引」に含まれないと運用基準に書いたのがおかしいということだと思います。「供給する」に該当し得るような事案でも「取引」にあたらないかのような誤解を与えているということだと思いますけれども。

○中川座長 わかりました。

○白石委員 とにかく、運用基準がおかしいということが問題の根源なので、解説書に関して否定しても、何も変わらないと思いますので、その点はお間違いないようにお願いします。

○中川座長 他はいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、これについては、本案を採用ということにいたしまして、この補足資料の書き方ですね、想定事例のどこまで入るのかというところは、おそらく前回も意見が分かれたと思います。すべて入るという意見と、一部だけではないかという意見と、そこら辺は、今後の法執行において検討していくことになろうと思いますし、その際、やはり、これも現行法では無理だということになれば、それはもちろん、新たな立法ということにもなろうかと思います。そういう感じで書いていくということですね。ありがとうございました。では、次に行ってもよろしいでしょうか。

次が、「適格消費者団体との連携」です。6ページから7ページにあたります。

適格消費者団体との連携の6ページから7ページにつきまして、御発言を希望されるかたは挙手機能でお知らせください。結論が7ページですね、御発言をお願いいたします。小畑委員、お願いします。

○小畑委員 ありがとうございます。本件につきましては、先ほど補足資料での御説明で確認されたとおりでございまして、昨年、1年前に裁判特例法の検討会報告書で、将来的検討課題であると、こういうふうに整理をされており、また、特商法等で作成した書類の提供については、6月に制度が施行されてまだ半年と、こういう状況であるということからすると、やはりこれは、今回の改正では見送るべきだと、時期尚早であるというふうに考えておりまして、ぜひとも中長期的課題にしていいただければというふうに考えております。

なお、消費者庁さんに御質問をさせていただきたいのですけれども、本件、この特商法等の資料提供については、これは、あくまでも特例法の確認訴訟の目的で提供されるものというふうな制度的な建付けになっておると思うのですけれども、ここのところは、訴訟目的、確認訴訟の目的であるということを消費者庁さんが御判断されて、実際に御提供をされているということで間違いはないかという点を確認させていただきたいとともに、実際に提供された事案において、この特例法に基づく訴訟が提起されたのかどうかについても確認をさせていただければと思います。以上でございます。

○中川座長 では、事務局からお願いします。

○事務局 1点目でございます。もしこのアイデアどおり法改正ということになれば、裁判特例法91条に景表法を追加するということでありまして、当然、裁判特例法は、共通義務確認なんか、すみません、担当ではないので言葉はわからないのですけれども、同法に基づく訴訟のために使うということになっていますから、その法律の枠内での手続になるというのはそのとおりでございます。

2点目は、事案を承知しておりませんので御回答できません、失礼いたします。

○中川座長 小畑委員、いかがでしょうか。今の上で、中長期的課題にすべきだという御発言は変わらないということでしょうか。

○小畑委員 はい。そのとおりでございます。

○中川座長 わかりました。他の委員の方はいかがでしょうか。特にございませんか。増田委員、お願いいたします。

○増田委員 ありがとうございます。この点については、前の検討会においても、適格とか消費者団体のほうからは非常に強く要望していた点であるということと、やはり半年しか経っていないというところはあまり理由にならないのかなと消費者団体としては考えております。

そしてまた、この法律、現在、消費者庁が提供する書類は、かなり除外規定、項目が非常に多くあります。そうしたことから、本当はここのところも、もう少し検討してほしいぐらいなのですが、こういう除外規定がたくさんあるということからも、あまり小畑委員が御心配されることはないのではないかなというふうにも思っているところです。ぜひ入れていただければと思っております。以上です。

○中川座長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。沖野委員、お願いいたします。

○沖野委員 ありがとうございます。増田委員と同じ考えを持っておりまして、今回お調べくださりましてありがとうございます。前回、きちんと確認してこず失礼しました。この消費者裁判手続特例法の検討会のときには、将来の検討課題とされたということがよくわかりました。しかしながら、そこでの問題意識はインセンティブが減殺されることにならないかとか、それから、特商法等の運用状況がどうかということ踏まえて、その点を検討しようということでした。

確かに、この運用状況が、非常に積み重なっているというところではございませんけれども、しかしながら、インセンティブに対して悪影響があるというようなことは全く生じていないということでもございますし、それから、内容からしましても、本来はこのような制度が入ることが適切であるという考え方は、元々の報告書にも出ていたところがございますので、中長期的な課題というのはあまりに長すぎるのではないかというように思っておりまして、見直しの中でやはり、少なくともと言いますか、できれば今回、このような考え方を出示していただき、喫緊の課題として検討していただきたいというふうに思うところではございます、以上です。

○中川座長 ありがとうございます。川村委員でしょうかね、お願いいたします。

○川村委員 ほぼ増田さん、沖野先生のお考えと一緒にです。実際に、この特例法の訴訟というのがあまり起こってなくて活用できていないという中で、今の

考え方のところに示されている点のところは、それほどと言いますか、例えば、乱訴懸念であるとか、企業のほうが御心配されるというようなことにはあまりならないのではないかと思いますので、私も今のお2人の考え方に同調させていただきます。

○中川座長 ありがとうございます。他はいかがでしょう。古川委員、お願いいたします。

○古川委員 古川でございます、ありがとうございます。私もここは、特にあれなのですけれども、事務局に念のためにお伺いしたいところは、前回の特例法のところで、インセンティブを阻害することにならないかということで、取引対策課さんにおいては、特に問題はないということなのですけれども、特商法の調査においては、どちらかという一般的な立ち入り調査を先に行って、提出命令などを行って、実施することが多いと承知しております。他方で、景表法においては、純粹に任意の調査でヒアリングをして、任意で出していただいて、というような流れだと思うのですけれども、そういった、実際に行われている手続の違いを踏まえても、その調査対象者が提供するインセンティブというのは、特に影響されないということでしょうか。

○事務局 はい。当然、景表法にも立入検査の権限はございますが、必ず法律上の調査権限を使わなければいけないというわけではなくて、調査における比例原則の観点から、任意に提出いただけるのであれば、任意手続を使っているというだけでございまして、事案によっては、当然、立ち入りする場合があります。いずれにしても、我々の大切なミッションは、一般消費者の利益を確保すること、すなわち公益の確保でございます。そのための措置命令等の行政処分でございますから、それに支障を来してしまったら本末転倒であるということで、先ほど御紹介した、増田委員によるとかなり絞られているということですが、施行規則がございますので、この施行規則を前提とすれば、任意であろうが、法律上の権限を使うのであろうが、我々の法執行に支障を来すことはないだろうというふうには考えております。

○古川委員 ありがとうございます。

○中川座長 他いかがでしょう。そうしますと、今、意見が真つ二つに分かれている状態です。7ページの原案は、増田委員と沖野委員と川村委員から御意見のあった方向での書きぶりになっています。それに対して、小畑委員からは中長

期的である、つまり、ここに書かないでほしいという御意見が出てきたと思います。

どうでしょうかということなのですが、小畑委員がおっしゃったのは、昨年10月で一応こういうふうに定めたのだから、今、変えるのは早すぎるのではないかということかと思います。それに対して他の委員から、しかしそこには実質的な理由がないではないかという、つまり、ここに書いてある施行規則であれば事業者は何も困らないではないか、それを中長期的課題とするのはあまりにも長すぎると。中長期的というのは、あとで、今日取り上げますけれども、そもそも課徴金制度がどうあるべきかとか、供給要件はどうあるべきかという、確かにこれは大問題というようなものなので、それに比肩するようなものではないだろうと、こういう御指摘を受けたように思います。

そこで、両方の御意見を足して2で割ることになるのかどうか分かりませんが、例えば、小畑委員から、例えば、1年後までの状況を見て決めるというようなこと。1年後ですから、今から半年でしょうか、施行規則が今年6月施行ですから、来年の6月が1年ですか。そうすると、これは来年の国会中ですか。ちょうど国会に法案がかかるかなという辺りですので、そのときに、そんな立法の出し方があるのかどうか、たぶんないかもしれませんが、両方どちらにしましょうか、国会に出す前か、閣議決定をする前辺りに、そのときまでの状況を見て、支障がないのであれば入れるというふうな形での時限的な形で進めるというのはどうでしょうか。今日、どちらかに決めてしまうのではなくて、もう少し施行後の状況を見る時間をもって、そして、できれば国会提出までに、というふうな形、あるいは、少なくとも改正法成立後の見直しで1年以内にとか、時限を切った形での導入の可否の検討というのはいかがでしょうかね。これは小畑委員への御提案です。私の今の思いつきで申し上げますけれども。

○小畑委員　ありがとうございます。いずれにしても、中長期的課題というのが、それは遠い先のことでないかというふうに受け止められたかもしれないのですが、今回のこのとりまとめの資料自体が、すぐにやるべきことと中長期的な課題と、この2つしか選択肢がないので、すぐにやるべきことではないというふうに整理すると中長期的課題になると、そういう趣旨で申し上げたというところでございます。

ぜひとも、今すぐに決めないということが重要だと。もう少し幅をもって、今

後の状況も踏まえて、再度吟味するというプロセスが必要ではないかというふうに思っております。ありがとうございます。

○中川座長 それでは、どのような書きぶりになるか、難しいですけども、委員間としては、すぐにでも採用すべきという意見は多かったけれども、他方で、前回、さらに施行状況を見てというところからすると、まだ、今のこの段階では早すぎるという意見もあった。そこで、比較的早い時期、本年6月の施行からどのぐらいでしょうね、1年ぐらいでしょうか、その状況を見て成案を得るべし、みたいな書きぶりでしょうか。今、私が適当に考えただけの発言をしていますので、もう少し立法実務的に意味のある書き方に変えていただく必要がありますけれども、そういう書きぶりで、白黒つけないけれども、しかし近い将来つけましよう、というふうな書きぶりで、まずは、小畑委員は大丈夫だという理解でよろしいでしょうかね。

○小畑委員 はい、ありがとうございます。

○中川座長 他の委員の方、特に賛成をされた増田委員、川村委員、沖野委員におかれては、御発言の趣旨からするとちょっと後退かもしれませんが、しかし、すぐというか、中長期的ではないという意味にはしてみたつもりですが、沖野委員、いかがでしょうか、お願いします。

○沖野委員 座長のお取りまとめの形で結構だと存じます。中長期の意味を少し誤解しておりまして失礼しました。しかし、速やかにという点は変わらないとは思っております。以上です。

○中川座長 ありがとうございます。他の委員の方もよろしいでしょうか。ありがとうございます。ではそのような書きぶりにするようちょっと工夫をしていただくことにいたします。他、この適格消費者団体との連携について御意見はございますか。よろしいでしょうか。

それでは次の論点に行きます。7ページから8ページで、「法執行における他の制度との連携」、「都道府県との連携」についてです。

これも、第1回の事務局資料及び前回の御議論では特に異論等はございませんでしたが、特段の御意見があれば発言をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、これは原案どおりとさせていただきます。

続きまして、8ページの「不実証広告に関する民事訴訟における立証責任等」

についてです。これにつきまして御発言を希望される方は挙手機能でお知らせください。ではこれも、小畑委員からですかね、お願いいたします。

○小畑委員 度々申し訳ありません。この8ページの一番下のなお書きのところなのですけれども、「消費者契約法と同様に、相当な理由がある場合に限って要請することができるとするなど適切に要請が行われることが望まれる。」とあるのですけれども、ここのところは、消費者契約法と同様に、こういうような「こととすべきである。」というふうにしていただけると、より明確になるかなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○中川座長 ありがとうございます。これは、特に異議があるという趣旨の御意見ではないですね。文末を揃えることにいたします。特に引いたスタンスという意味ではないということです。他いかがでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございました。では、今の点だけ修正をいたしまして、これも原案どおりといたします。

次が8ページから9ページの、ここからが中長期的ですね。「中長期的に検討すべき課題」ということになります。8ページから9ページの「課徴金の対象の拡大」について、前回での検討会の議論を踏まえて記述を修正したということがあります。御意見等ございましたらよろしくようお願いいたします。これは、先ほどの買取りが景表法の対象に入るのだったら、買取りの場合の課徴金はどうなのだ、何か変だねという話がありましたから、買取りサービスも例として挙げますか。その修正は入れたほうが良いかなというふうに思いますが。その場合の課徴金とはなんなのということも含めて、中長期的ということですね。白石委員、お願いいたします。

○白石委員 ありがとうございます。買取りサービスが、事案によっては「供給する」にあたるから、景表法の対象になるという場合には、現行の5条1号・2号にあたるということなので、現行法でも課徴金の対象になります。ただ、そういう事案であっても、売上額というものを観念できないために売上額がゼロだから課徴金もゼロなので課徴金納付命令をしないという事案が出てくるかもしれないので、その点を整理する必要があるということなので、5条3号に課徴金を入れるかどうかというのは、かなり次元の異なる話だと思います。そういう事案が出てきた場合に、買取りサービスが課徴金の対象になるかというのは、一つの問題だと思いますけれども、ちょっと次元が違いますので、ここに書くのが

相当かどうかということは、さらに御検討いただいたほうが良いと思います。

○中川座長 ありがとうございます。書きぶりとしては、5条3号ですね。任意的な課徴金制度もどうかという話もあったので、1号・2号違反の場合にも拡大した、中長期課題として、そもそも今の課徴金制度の書き方で全般的に良いのかということも含めて、広い射程をもった中長期的課題かなと思ったけれども、確かに最初のところは5条3号だけ言及していますね。

○事務局 裁量にしたら、当然全体ですから。

○中川座長 ということですよね。ですので、ここは問題の所在と考えられる対応というか、5条3号に限った話ではなくて、もっと対象を拡大した話題になったのかなと考えておりましたので、先ほどのような発言をしたわけです。拡大した形で中長期的課題としてももちろん考えてもおかしくはない。3号を課徴金の対象にするかという問題もあるし、それから、今ある1号・2号に対する課徴金の在り方も、併せて考えるとして、併せ考えたときに、先ほどの買取りサービスなんかが入ってくる。そういうつもりでいしましたが、確かに今の案は、そういう書きぶりになっていないですね。では、白石委員から御覧になって、拡大して書くというのは、特に中長期なので、今、何をするわけではないので、それはそれで書きぶりとして構わない、という御理解でよろしいでしょうか。

○白石委員 ありがとうございます。その点は、座長と事務局で調整していただければと思いますけれども、念のために確認すると、先ほどのような確認で、買取りサービスに現行の景表法を適用するとなると、その事件から法律上は課徴金の対象になるはずということになります。今すでに法律の条文がそうになっていますから。なので、それについてどう売上額を観念するのかということ、その事件の処理において、消費者庁が判断しないといけないということになります。なので、中長期的課題ではなくて、もし、運用基準を明日改めたら明日からあり得る問題ということになりますので、それを踏まえた上で整理していただければと思います。

○中川座長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。増田委員、お願いいたします。

○増田委員 おとり広告に関しては、昔は、その地域にチラシをまいておとり広告をするということで、あるスーパーがやってしまったということになりますと、その被害というのが見えにくく、利益というか、非常に小さい範囲での問題

だったと思うのですけれども、インターネットでの広告によって広く広告するというので、問題は、過去とは性格が違ってきているということを感じております。また、おとりであったとしても、全体として考えると、利益というのは上がっているはずなので、中長期的に検討するということに依存はありませんけれども、やはりそうした側面があるということを書いていただく必要があるのかなというふうに思っております。以上です。

○中川座長 ありがとうございます。おとりについて、今までの課徴金の考え方では到底対応できないのだけれども、やはり課徴金に相当するような実質があるのではないかという御指摘ですね。ですので、3号に拡大するということに対しては、課徴金そのものの考え方を、もう一度洗い直してみる必要があるという、そういう意味で中長期的なのだけれども、重要な課題であるということで、そういう書きぶりにさせていただきます。ありがとうございました。

他はいかがでしょうか。大丈夫でしょうかね。ありがとうございます。それでは、いただいた御指摘を踏まえて修文をさせていただきます。

続きまして、9ページから11ページの「デジタルの表示の保存義務」、それから「供給要件(「自己の供給する商品又は役務」について)」、「ダークパターン」を一括してお尋ねをいたします。

第1回の事務局資料及び前回の御議論では大きな異論はなかったということですが、いかがでしょうか。そして、デジタル表示保存義務につきましては、今日、資料3をいただいております。本当にわざわざ出していただき、調査をしていただきありがとうございます。この点についても含めて、資料3も含めて、委員から御意見をいただきたいと思います。では大屋委員、お願いいたします。

○大屋委員 大屋でございます。資料3、日本通信販売協会さんからお出しいただいたのを大変ありがたく思っております。大変参考になりました。

効果については、おっしゃるとおりだと思ひまして、保存義務の見送りについて賛成するところがございますが、ただ、長期的な観点から申しますと、確かに、現状においては、おそらく、広告主は広告代理店等に依頼をして、どこにどう配信されたかということは、代理店側が把握しているので見ていません、ということになるかと思うのですが、長期的に、それで維持できるのかというところについては、ちょっとお考えをいただいておかないといけないかもしれない、とい

うふうに思っております。

というのは、一つ大上段から言えば、それはあくまで当事者間の契約関係の問題なので、法が、広告主がちゃんとログを見られるようにしておきなさいというふうに求めるのであれば、それに対応した形に、広告表示の契約のほうを修正していただければよろしいのだ、ということになろうかと思えますし、あとこれは、いわゆる漫画村事件において、あれはリーチサイトの事案だったわけですがけれども、そういうある種、反社会的なウェブサイト広告配信していて良いのかというのが社会問題化したのです。対策の一番の決め手は、漫画村に広告配信していた、広告が表示されていた企業に「あなたのところの企業、こんなところに出ているのですけれどもいいのですか。」ということで問い合わせが入ったと。もちろん広告主としては、代理店に任せておいて知りませんでした、と言ったわけですがけれども、それは結果的に、あれだけの被害を日本社会に生じさせたのですよね、という話になって、社会的には、かなりのレピュテーション問題になってしまったわけです。

それを考えると、もちろん今まで同様に、配信記録については、広告代理店側で保有するというだけでも構わないと思うのですが、その広告代理店が怪しいことをしていないと、反社会的なサイトに広告配信したりしていないとか、例えば、脆弱な消費者を騙すような形での配信をしていないというようなことをマネジメントするような、ガバナンスの義務みたいなものが、今後、広告主にかかっていく可能性はあるというふうに思いますので、事業者さんのほうにはぜひそういうことも含めて、長期的には、対応についてお考えいただければと思います。すいません、長くなりましたが以上です。

○中川座長 すみません、こちらは御発言の後半部分が、たぶんこちらの機材の調子が悪かったようであまり聞き取れなかったのですけれども、委員の皆さんは大丈夫ですか。御指摘どおり、今すぐということではないけれども、もうやらなくて良いよ、放っておいて良い問題ではないぞということはおっしゃるとおりです。

昨年ですか、アフィリエイトプログラムの報告書が出たときにも、これは全部契約の話なのだから、一つの方法として、契約で、広告代理店ないしはアフィリエイトターに対してどういうことをやっているかということを広告主が知ることができる状況にしておけ、ということは書いたと思うし、今現在の、体制整備に

関する指針で、そういうことも方法として考えられるということが書いてあるところです。

ですので、きちんとした広告主であれば、それは何らかのことを、契約でやれということを明示するかもしれませんが、ただ法的義務にまですると、それはさすがに大変だろうということで、今のところは指針で、一例として示している程度です。

とはいえ、今後どうなるかまだわかりませんので、これは引き続き要注意、ウォッチングしていくような問題かなというふうに思います。ありがとうございます。増田委員、お願いいたします。

○増田委員 今、大屋先生のほうからもお話いただきましたけれども、広告をする側、例えば、今、一番大きな問題となっているのが SNS 広告です。SNS 上の広告がきっかけになって、トラブルになっていることが非常に多くあります。デジタルプラットフォームではあるものの取引デジタルプラットフォームではないので、規制が今かかっていないところがありますけれども、その点は、非常に重要な点だと思っております。

もう 1 点は、保存をするということがデジタルだけではなく、すべてにかかってくる問題であるという御指摘もありました。確かにそのとおりなのですが、新聞や雑誌などについては自主的に保存をしているのです。何かあったときに、いつの広告でどういうものを出したのか、広告主は誰なのかということは記録として残っているわけです。ですので、デジタルだから、何も保存しなくて良いのであるという、そういうメッセージはおかしいと思いますので、やはり、努力義務やガイドラインなどでできるだけの保存をするということが当たり前に求められると書いていただきたいと思っております。以上です。

(通信不具合のため、一時中断)

○中川座長 中川でございます。大変失礼いたしました。我々は画像なしで音声だけで再開させていただきます。先ほどの増田委員の御発言が、ほとんど、我々のほうで聞き取れなかったのですが、申し訳ございませんが、簡単にもう一度お願いさせていただいてよろしいでしょうか。

○増田委員 今、消費者トラブルの中で、SNS 上の広告がきっかけとなっていることが大変多くありますので、デジタルプラットフォームが関与している広告ということで、そこら辺の管理責任ということは、非常に重要ではないかという

ふうにご検討しております。

もう1点ですけれども、広告を出した以上、不当表示があってもなくても、一定期間保存しておくということは当然でありまして、新聞や雑誌などは過去のものを保存しています。私たちが問い合わせをしたときには、ある程度確認ができるわけです。ですので、デジタル広告だから、消えて当然であるということはおかしなことでありますので、やはり自主的に保存をする、ガイドラインなどで保存を求める、というようなことは必要ではないかということをお伝えしました。以上です。

○中川座長 ありがとうございます。その点につきまして、先ほどの大屋委員の御意見も含めまして、引き続き、中長期的な検討事項であるということには変わりないということではよろしいでしょうか。ありがとうございます。他、この最後のデジタル、供給要件、ダークパターンにつきまして御意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。

○事務局 手は挙がっておりません。

○中川座長 わかりました。ではこの点につきまして、最後の3点につきましては、原案どおりということで良いですか。あるいは今、御発言があったデジタルについて、引き続き要注意という形で書いておくというような修文が入るかもしれません。ありがとうございます。

そういたしますと、これで全般につきまして御意見をいただいたこととなります。今回の報告案につきましては、先ほどペンディングの部分についても全て決着が付きましましたのでその方向で、それ以外のところについては、このほぼ原案どおり、修文が必要な箇所はございますが、原案のあるものは原案どおりという形で、事務局においては報告書案の作成に取り組んでいただくというふうをお願いいたします。詳細が固まりましたら、委員の皆様にご案内いたします。

最後に、今後の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 次回、第10回でございますけれども、12月22日木曜日10時から開催予定としております。どうぞよろしくお願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。本日はお忙しいところ、第9回景品表示法検討会に御出席をいただきありがとうございます。それではこれをもちまして第9回検討会を終了いたします。ありがとうございます。

(了)